

授業科目の評価基準(成績管理及び諸規定)

1. 進級・卒業評価基準について

原則として、「Ⅷ.令和2年度生修得単位数」における単位が進級・卒業までに修得しなければならない単位数とする。

単位の修得について不明な点がある場合は担当教員に相談すること。

2. 出席時数について

科目別の出席率が2/3の学生を、当該科目の評価の対象者とする。

出席率の計算においては、標準授業時数、実施授業時数のいずれか多いほうを基準にする。

- ・標準授業時数…単位の基準となる授業時数 (座学授業・演習 15時間～1単位)
(学外実習 30時間～1単位)
- ・実施授業時数…実際に行った授業時数

3. 定期試験の実施について

(1) 定期試験

- ①前期末、後期末に実施。但し、学期の途中で終了する授業科目については、学期末以外の時期に実施する場合がある。
- ②試験時間は、原則として60分とし、時間割は別途提示する。
- ③下記のいずれかの事項に該当する学生は、当該科目の評価を受ける事ができない。
 - ・科目別の出席率並びにレポート提出が2/3に満たない学生
 - ・授業料を所定の期日までに納入を完納していない学生
 - ・各科目の試験開始時間を15分遅刻した場合

(2) 追試験

- ①定期試験を下記の正当な理由により欠席した者に実施する。
 - ・公欠の取り扱いになる欠席～医師の診断書又はそれを証明するものが必要
 - ・交通事故・交通事情による欠席～交通機関の証明書や事故証明が必要
 - ・その他
- ②追試験を希望する学生は、「追試験願い」及び必要な証明書等を職員室へ指定の期日までに提出すること。
- ③受験料は免除。
- ④指定期間内に手続きをしない場合は、追試験の受験を放棄したものとみなす。

(3) 再試験

- ①単位認定の際にE評価がついた者、また定期試験や追試験において合格点に満たない者に実施する。
- ②再試験を希望する学生は、「受験願い・許可証」に記入し、1科目につき2,000円の受験料を職員室に所定の期日までに納入する。
- ③指定期間内に手続きをしない場合は、再試験の受験を放棄したものとみなす。
- ④再試験が合格点に満たない者又は公欠の取り扱いになる欠席以外の欠席者には再々試験が実施される。手続きは再試験同様とする。

(4) 特別試験

- ① 学校長が特別に必要と認めた場合、特別試験を実施することがある。
- ② 特別試験に関しては、再々試験不合格者及び科目の出席率が2/3に満たない学生が補講を受け出席率を満たした場合実施する試験であり、その判定評価については学校長と担当教員との判断のもと決定する。
- ③ 補講の対象になった学生は、「補講申込書」に記入し、指定の受講料を職員室に所定の期日まで納入する。
指定期間内に手続きをしない場合、正当な理由なく補講を欠席した場合は、補講の受講を放棄したものとみなす。
- ④ 特別試験決定後、所定の特別試験受験料を職員室に所定の期日まで納入する。

4. 受験心得

- (1) 定期試験以外を受験する者は「受験願い・許可証」を机の上に掲示すること。ない場合は受験できない。
- (2) 特に許可された物以外はカバンの中に入れ、机の上は筆記用具のみ、机の中には一切物を入れないこと。
- (3) 不正行為があった場合は即刻退場を命じる。また、当該科目の点数は0点不可となり、以降の試験を受験することを認めない。

5. 授業科目評価について

- (1) 評価方法・基準は、①定期試験 ②小テスト・作品・技術力 ③レポート ④授業態度 ⑤出席率からなり、評価割合は講義概要に記載されています。
また、課外授業は「総合学習」「研修」「学外現場実習」として講義概要に評価方法・基準が記載されています。
- (2) 評価は5段階評価とし、各評価項目に対してのポイントの合計を下記に当てはめ成績とします。

| | |
|---|------------------|
| A | 100～90ポイント |
| B | 89～80ポイント |
| C | 79～60ポイント |
| D | 59～50ポイント |
| E | 49～0ポイント (単位未修得) |
- (3) 再試験・特別試験合格者の評価はDとなる。

6. 単位履修票について

- (1) 進級又は卒業時に単位履修票が本人並びに保護者に向けて通知される。
- (2) 単位履修票は求人先に対する応募書類として選考対象となる。

7. 進級認定

進級は各学科の全科目を履修すること。

8. 卒業認定

- (1) 卒業は各学科の全科目を履修すること。
- (2) 卒業時期は3月とする。

10. ライセンス受験

本校で定める所定の単位を修得した者または、修得見込み者が受験できる。

修得見込み者とは卒業年の3月末日までに単位を修得する見込みのある者が対象となる。

11. 表彰

(1) 学業に精勤し、成績、行動ともに優秀で、本校の学生として模範となる学生に対して、各ライセンスにおける優秀賞を授与する。

(2) その他、特に学校長が認めた場合には、特別表彰が行なわれる場合がある。

(3) 表彰の方法

表彰は学校長が決定し、課程の終了時に賞状と賞品の授与と共におこなう。

(4) 1年間遅刻、早退をせず、皆勤した者に皆勤賞が授与される。精勤賞はない。